

平成27年9月定例教育委員会会議録

1. 日 時 平成27年9月11日（金）午後1時30分
2. 場 所 泉佐野市役所4階 庁議室
3. 出席委員
- | | |
|----------|---------|
| 教育長 | 中藤 辰洋 |
| 教育長職務代理者 | 北浦 秀樹 |
| 委 員 | 南 一早枝 |
| 委 員 | 畑谷 扶美 |
| 委 員 | 山下 潤一郎 |
| 委 員 | 中村 スザンナ |
| 委 員 | 赤坂 敏明 |
4. 説明のために出席した職員の職、氏名
- | | |
|---------------------------|--------|
| 教育部長 | 東口 祐一 |
| 地域連携担当理事 | 中下 栄治 |
| スポーツ推進担当理事（兼）スポーツ推進課長 | 谷口 洋子 |
| 教育総務課長 | 樫葉 浩司 |
| 教育総務課教職員担当参事 | 茶谷 由孝 |
| 教育総務課施設担当参事 | 福島 敏 |
| 教育総務課文化財担当参事（兼）歴史館いずみさの館長 | 鈴木 陽一 |
| 学校教育課長 | 明渡 賢二 |
| 学校教育課人権教育担当参事 | 東 壽美雄 |
| 学校教育課参事 | |
| （子育て支援課長） | 古谷 信夫 |
| 生涯学習課長 | 山隅 唯文 |
| 生涯学習課図書担当参事 | 和泉 匡紀 |
| 青少年課長 | 阿形 学 |
| （庶務係）教育総務課主幹 | 北庄司 俊明 |
5. 本日の署名委員 委 員
- | | |
|--|-------|
| | 赤坂 敏明 |
|--|-------|

議事日程

- 報告第32号 平成28年度泉佐野市立幼稚園の園児募集について（教育総務課）
- 報告第33号 教育委員会後援申請について
- 報告第34号 教育委員会後援実施報告について

- 議案第37号 【継続審議分】泉佐野市教育振興基本計画について（学校教育課）
- 議案第39号 泉佐野市立小学校及び中学校の通学区域の見直しについて（教育総務課）
- 議案第40号 泉佐野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について（教育総務課）
- 議案第41号 泉佐野市道徳教育振興条例制定について（学校教育課）

（午後1時30分開会）

中藤教育長

ただ今から平成27年9月定例教育委員会議を開催します。
委員全員が出席をされていますので、会議が成立しています。
本日の会議録署名委員は、赤坂委員にお願いします。
本日は1名の方から傍聴の申し込みがあります。許可したいと思いますが、いかがでしょうか。

（各委員 「異議なし」の発言あり）

それでは、本日の審議に入ります前に、8月定例教育委員会議及び8月臨時教育委員会議の会議録についてご確認をお願いします。委員の皆様で何かお気づきの点がありましたら、お願いします。

（各委員 「異議なし」の発言あり）

中藤教育長

無いようですので、会議録は承認されました。
山下委員、中村委員は後ほど署名をお願いします。

それでは、本日の審議に入りたいと思います。
報告第32号「平成28年度泉佐野市立幼稚園の園児募集について」を議題とします。
教育総務課から報告をお願いします。

古谷教育総務課参事（子育て支援課長）

昨年4月から、さくら幼稚園と泉佐野保育所を一体的に運営する「さくらこども園」を、また本年4月から、のぞみ幼稚園と北保育所を一体的に運営する「のぞみこども園」、はるか幼稚園と南保育所を一体的に運営する「はるかこども園」を開園しました。こども園として運営していますが、入園申込の受付につきましては、従来と同様、幼稚園及び保育所それぞれで受付することとしていますので、本日は幼稚園の園児募集に係る部分についてご説明させていただきます。

募集定員は、3園とも4歳児55名、5歳児60名としています。

入園説明会から入園決定までのタイムスケジュールにつきましては、資料にお示ししているとおりですが、入園説明会を9月24日、25日及び28日の3日間にわたり各園で行い、その後、入園願書を10月1日から各園及び子育て支援課で配付します。また、入園願書の受付日時・場所は、

10月19日から21日の3日間、午後2時から4時の間に第1希望の幼稚園で受付を行うこととして
います。なお、定員を超えた場合につきましては、公開抽選を行うこととしています。

中藤教育長

子育て支援課長から報告がありましたが、委員の皆さんでご意見、ご質問等がございましたら願
いします。

畑谷委員

例年、幼稚園の募集定員に対して、どれくらいの申込みがあるのですか。

古谷教育総務課参事（子育て支援課長）

過去3年を見ますと平成24年度が370名、平成25年度が341名、平成26年度が289
名です。平成27年度はつばき幼稚園が閉園したこともあり、現状では218名で、年々幼稚園の園児
数が減少している状況です。先程、定員を超えた場合は公開抽選になると申し上げましたが、定員より
かなり下回る状況が予想されます。

中藤教育長

他にありませんか。

他にご意見、ご質問等が無いようですので、以上で報告第32号を終わります。

次に、報告第33号「教育委員会後援申請について」を議題とします。

事務局からの報告をお願いします。

榎葉教育総務課長

教育長専決により教育委員会の後援名義使用を承認した事業について、報告資料第33号に基づい
て説明。

継続4件の事業内容について一括で報告。

中藤教育長

事務局から報告がありましたが、委員の皆さんでご意見、ご質問等がございましたら願
いします。

無いようですので、以上で報告第33号を終わります。

次に、報告第34号「教育委員会後援実施報告について」を議題とします。

事務局からの報告をお願いします。

榎葉教育総務課長

報告第34号については、教育委員会で後援承認したものであり、実施報告ということで、報告資
料第34号をもって説明にかえさせていただきます。

中藤教育長

只今、事務局から報告がありましたが、委員の皆さんでご意見、ご質問等がございましたら願
いします。

無いようですので、以上で報告第34号を終わります。

中藤教育長

続いて議案審議に入ります。

継続審議となっている議案第37号「泉佐野市教育振興基本計画について」を議題とし、本日は素案の決定を行いたいと思います。補足説明等ありましたらお願いします。

東学校教育課人権教育担当参事

「泉佐野市教育振興基本計画（案）」についてご説明申し上げます。

まず、本計画につきまして、7月13日に教育委員の皆様にも御出席いただき開催されました「総合教育会議」におきまして、本計画を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、地方公共団体が策定すること、とされており「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」に位置づけることで、協議がととのっておりますことを申し添えさせていただきます。

お配りしていますのは、本編と概要版と策定までのスケジュールとなっておりますが、時間の都合上、概要版にてご説明いたします。

A3版資料の「泉佐野市教育振興基本計画〈概要版〉」をご覧ください。

第1章では、本計画の趣旨としまして、教育基本法の全面改正、及び学校教育法・社会教育法が改正されたことにより新学習指導要領の改訂がおこなわれました。

本市では平成25年9月に泉佐野市教育行政基本条例を制定し、教育委員会は市長と協議して、教育基本法に規定する基本的な計画を定めなければならないとしました。

以上のことをふまえ、学校教育の充実を始め、今後めざすべき教育の基本的な方向性や重点施策等を明らかにした教育振興基本計画を策定することとしたものです。

計画期間は、「本市総合計画」との整合性などを総合的に考え平成27年から向こう10年間に目指すべき教育の姿やその前期計画となる5年間に取り組むべき施策をまとめ、平成36年度を目標年次とします。

第2章では、教育をめぐる現状と課題として、子どもたちの現状、学校園・家庭・地域の連携、社会教育・スポーツの状況等をあげています。

第3章では、基本理念としまして、「グローバル時代に向けた自己表現力の養成」をあげています。関西国際空港を擁し、賑わいと歴史ある迎都にふさわしい生き方を追及するためにも、自己をきちんと捉え、相手に説明し理解させる力が必要です。

第4章では、施策の展開として今後5年間に取り組むべき施策の具体的な内容を21項目設定しました。1つずつ、簡単にご説明します。

(1) 学力・体力の向上を図ります

本市では全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、「学力向上アドバイザー」や「学力支援コーディネーター」を配置し、学力向上への取組みを進めています。さらに、子どもたちの自学・自習力育成のため、「泉佐野まなびんぐサポート事業」を行っています。

今後、市費で講師を配置し平成29年度には小学校の全学年で35人以下の少人数学級を実施し、学力・生活等の個別の教育課題によりきめ細かく対応します。

また、体力向上に向けては、運動の特性を生かし、できることの楽しさを味わえる授業を展開するように努め、運動が学校園だけに終わらず、家庭・地域に帰っても行われるよう、家庭や地域との相互作用で、より運動を身につけられるよう支援します。

(2) 道徳教育を充実します

子どもたちの豊かな人間性や社会性を育成するため、様々な体験活動、文化活動、読書活動等を推進し規範意識等の醸成やモラルの高揚を図ります。

また、道徳教育推進教師の資質向上を図り、各小・中学校で道徳教育を充実するための体制作りに努めます。

さらに「本市道徳教育振興条例」を制定し、家庭・地域と連携した道徳教育の充実を図ります。

(3) 人権教育の推進に努めます

これまでの同和教育の役割と成果をふまえ、今後も人権教育を総合的に推進していきます。

子どもをとりまく人権問題の中で、とりわけ喫緊の課題である、いじめについて「いじめはどの子どもにも起こりうる」という事実を踏まえ、児童・生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実の推進により、児童・生徒の社会性を育み他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、お互いの人格を尊重する態度を養います。

(4) 英語教育を推進します

国際化・グローバル化が進み、国際社会をたくましく豊かに生きるために、外国の人々と臆することなく進んでコミュニケーションを図り、主体的に行動する力を育むことが必要となります。

英語教育を推進するために、外国語指導助手（Assistant Language Teacher）を全学校に派遣し、児童生徒の「コミュニケーション力」の育成を図っています。また、小学校外国語ボランティアを活用し「小学校における外国語活動」を推進しています。

今後さらに英語の4技能（「聞くこと」・「話すこと」・「読むこと」・「書くこと」）をバランスよく身につけるため、小学校1年生から6年生までで、フォニックスを活用した新しい英語教育を中学校1年生から3年生で多読・多聴を導入し全小中学校実施をめざします。

(5) 日本の伝統文化を継承します

小・中学校では書写の時間において、古典作品の美しさを学び、自己表現としての作品作りや、日常的に美しい文字を使う意識を高めています。さらにクラブ活動等を活用し茶道・華道を学習する予定です。

今後、国際社会に生きる日本人としての自覚と誇りを養うため、日本の伝統文化である書道や茶道、華道等を学び、我が国の伝統や文化に誇りをもち、それを継承する意義や発展させる意欲を育てていきます。

(6) 武道指導を充実します

本市では武道必修化の告示以降、5中学校それぞれが柔道もしくは剣道を選択し、武道の授業が行われています。そのなかで専門的知識を有する地域の指導者と連携を図り、我が国固有の文化である武道の指導を充実させていきます。礼節を重んじ身体だけでなく心の鍛錬にもウエイトが置かれ人間形成における武道の役割を正しく指導していきます。

(7) ゆとりのある教育課程の編成に努めます

本市のすべての学校において、子どもの「生きる力」の育成に向けた教育課程の編成や実施に関わる工夫や改善を行っています。各学校における教育課程の編成がゆとりを持った計画のもと実施されるように、平成26年度より「短縮期間（夏季休業前後）の短縮」や「創立記念日の授業実施（中学校のみ）」をおこなってきました。本年度より「夏季休業期間の短縮」をおこない8月25日から2学期開始となりました。また、小・中学校における土曜授業についても、平成28年4月より月1回実施する方向で調整していきます。

(8) 安全・安心な学校づくりに努めます

本市では、子どもたちが安全で安心して学校生活を送れるよう、子どもたちへの登下校指導、教職員・子どもたちを対象とした防犯訓練の実施、カメラ付きインターホンの設置等に取り組んでおり、本年度からは通学路への防犯カメラの設置を順次進めるなど、子どもたちの安全確保及び学校の安全管理に努めています。

また、家庭や地域、関係諸機関と連携し、市内一斉パトロールの実施やこども安全対策会議の実施、不審者情報等のメール配信による地域パトロールの強化等様々な取組みを進めています。

(9) 泉佐野市の未来を創る教育事業を充実します

平成24年度に泉佐野市の独自性を活かした教育活動として「泉佐野市の未来を創る教育事業」が始まりました。そのうちの一つである、「未来を紡ぐ 子どもの絆」プロジェクト事業では、平成24年度・25年度に中学生が、平成26年度は本市少年消防クラブの6年生が夏季休業中を利用して未曾有の大震災に見舞われた東北地方を訪問しました。訪問後は各校や地域及び教育フォーラムで報告会を実施しています。

今後、他の事業も含め本市独自の特色ある事業を検討していきます。

(10) 国際交流を推進します

近年の急速な社会のグローバル化に対応し、国際化、多文化共生の視点を重視した施策を展開し、「すべてのひとが輝くまちづくり」を進めています。教育の分野においても海外派遣事業や文化交流事業を推進することにより、人と人との交流・ふれあいを創出し、『モンゴル国友好交流事業』『オーストラリアとの文化交流事業』『青少年海外研修事業』等を実施し、国際意識の高揚に努めます。

(11) 安全で快適な教育施設の整備・充実に努めます

本市の学校施設につきましては、耐震補強工事や建替えにより、その安全性が確保され、耐震化と併せて建物内外の改修を行い、教育環境の充実に努めてきました。

また、学校における熱中症対策や授業に集中できる環境を確保するため、普通教室、特別教室にエアコンを設置し、快適な室内環境の整備を行っています。

今後は、校舎内の改修、古くなっている机・椅子の更新や、トイレの洋式化、エレベーターの設置などを年次的に行い、安全で快適な教育施設の整備・充実に努めます。

(12) 通学区域を見直します

本日のこの会議で、新通学区域（案）を決定し、9月議会で説明、10月にはパブリックコメント、地元説明会等を行います。

平成28年1月の定例教育委員会議で新通学区域を決定し、平成28年4月から保護者への通知や広報・ホームページによる周知を行った後、平成29年4月から新通学区域の施行となります。

(13) 中学校給食の開始及び学校給食を充実します

本年4月から中学校給食を開始しました。学力や体力をはじめとする中学生の成長の源となる食を充実させ、教育力の向上を図ります。食育の推進とともに、献立の工夫や、残菜量の削減に努めます。学校給食用食材についても、地元の野菜やお米を優先的に取り入れ、地産地消率の向上をめざします。

(14) 放課後児童健全育成を推進します

放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）は、大木小学校を除く市内12小学校の小中学校敷地内専用施設や教室等を活用し、平日の放課後や土曜日及び長期休業期間において、保護者が昼間、就労等により不在になっているのが常態である児童に対して、適切な遊び場及び生活の場を提供する事業

です。

本年4月より民間事業所に運営を委託し、延長保育や学習支援プログラムの実施及び支援員の体制強化を図るなど事業内容を充実し、児童の健全育成に努めています。

(15) 幼児教育を充実します

乳・幼児期は、意欲、態度、基本的習慣など生涯にわたって人間形成の基礎づくり重要な時期であり、就学前の教育・保育はその後の子どもたちの「生きる力」の基礎になっています。

本市では、公立保育所の老朽化と公立幼稚園のクラス減等の事情を踏まえ、全ての子育て家庭を視野に入れた幼保一体化をめざし、「こども園」とし、就学前の子どもが、より良い成長と発達を保障できる環境整備を行うこととします。

(16) 生涯学習を推進します

市民一人ひとりが個性や能力を伸ばし、生きがいのある充実した生活を送るために、生涯を通して学習行動が行える「いつでも」「どこでも」「だれでも」学べるまちづくりを推進していきます。

(17) 学校教育や市民との協働による歴史的資産の活用を推進します

市内小・中学校との連携を深め、学校現場での地域学習や歴史学習の充実に努め、子どもたちが、泉佐野市の歴史や文化に対して深い関心を持つことができるよう努めます。またそのことにより、将来にわたって市民が郷土に対して深い関心を持つことができる意識の醸成につながるよう努めます。

(18) 図書館機能の充実に努めます

図書館では、情報提供の基本である貸出業務に力を入れ、利用者のニーズを把握し的確な資料収集・資料提供に努めます。

国立、府立や、府内の公立図書館等との相互協力体制を維持し、市民が必要とする資料を探し出し、迅速に提供する予約・リクエストサービスの充実を図ります。

(19) 文化財を活かしたまちづくりをめざします

泉佐野市には数多くの指定文化財があり、地域との関わりの中で生まれ、受け継がれた様々な歴史資料が周辺の環境と調和しながら今も息づいています。このような市独自の郷土性の高い文化遺産の現状把握と追及を行うために、現在全市域を対象として文化財の総合的な把握調査を実施し、将来の歴史文化基本構想の策定を目指しています。また、史跡地を含む大木の文化的景観の保護や整備も計画的に進め、周辺の景観保全を含めた遺跡の保存継承する施策を進めていきます。

(20) 生涯スポーツの振興を図ります

文部科学省による体力・運動能力調査の結果では体力水準が高かった昭和60年頃と比較すると低い水準となっています。しかし、子ども達がスポーツに親しむことにより、肥満の防止など健康な成長が期待でき、活発で明るい青少年の育成に繋がると考えられることから、各施設の補修などを行ない良好なスポーツ環境の維持に努め積極的にスポーツの振興を図ります。

(21) 青少年の健全育成に努めます

こども会や青年団活動など、地域における世代を越えた結びつきが生まれる活動を支援することにより、「地域の子どもは地域で育てる」環境づくりを推進し、青少年健全育成活動の支援を行います。また、多様な青少年活動に対応できる人材の育成のため、ジュニアリーダーなどの青少年リーダーの養成、指導者及び育成者への研修の充実に努めます。

以上21点でございます。また、施策の展開として指標と目標を表にしています。

最後に 第5章で、計画の進行管理ですが、それぞれの施策ごとに目標を設定し、RPDCA サイクルによりまして、本計画の効果的かつ着実な推進と進捗管理を図ることとしています。

次に策定に向けてのスケジュールをご説明いたします。

本日この会議で素案を決定して頂き、9月議会で報告させていただきます。その後ホームページで3週間パブリックコメントを実施します。10月下旬にプロジェクトチーム会議を開催し、パブリックコメントで寄せられた意見等の検討を行い、11月の定例教育委員会議で教育振興基本計画を決定します。その後、12月議会で報告という形になります。

「泉佐野市教育振興基本計画」の説明については、以上のとおりでございます。

なお、本日お配りしました資料等につきまして、今後パブリックコメントを実施しますので、多少の変更があるかと思われます。よろしく申し上げます。

中藤教育長

只今、学校教育課人権教育担当参事から概要を説明してもらいましたが、7月に市長を交えての総合教育会議でお示した内容から道徳教育振興条例や防犯カメラ等いくつか新たに追加しているものがありますが大きくは変わっていません。委員の皆さんにはその都度ご確認頂いていますが、先ほどスケジュールの中での説明にもありましたが、最終決定は11月の定例教育委員会議でとなります。今後議会に報告したりパブリックコメントを求めたり手続きを進める素案をここで決定して頂きたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

委員の皆さんでご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

山下委員

今後のスケジュールには入っていませんが、次の総合教育会議は、いつでしたか。そこで、この内容についても審議を行うのですよね。

中藤教育長

最終決定するまでには、総合教育会議を開催する予定です。未だ日程は決まっていますが10月末あたりで開催し、市の大綱に位置付けることに決まっていますので、市長からも会議の場でご意見をお聞きした上で11月の最終決定に進めて行きたいと思っています。

これまでも色々な機会に議論いただいていたような内容ですが、土曜授業の実施についてはどうでしょうか。

中村委員

月1回の実施ということですが、先生方の勤務日数のやりくりなど大丈夫なのですか。

中藤教育長

一番のネックは教職員の勤務時間の問題なのですが、その点について先に教職員担当参事から説明してもらいます。

茶谷教育総務課教職員担当参事

現在、全国的にみまして鹿児島県と三重県が県をあげて取り組んでいるところです。その他の地域

でも、月1回や隔週実施など土曜授業の色々な取り組みが行われています。大阪府においては、まだ月1回という形で取り組んでいるところがなく、おそらく平成28年度から泉佐野市で実施すれば府内で初めてになるかと思います。ただ、大阪府教委におきましても土曜授業実施にあたってのガイドラインを作成されており、教職員の服務にかかる休日の確保について、確実に休みが取れるように示されており、先行実施もありますので大丈夫かと思っています。

中村委員

以前のように、土曜日は午前中だけというようになるのですか。それとも一日ですか。

中藤教育長

月1回の実施で、午前中だけです。これから校長会とも相談して第何土曜日にするかを定める予定ですが、第1や第2土曜日だと年間12回になるが、第4土曜日だと7月や12月、3月は長期休暇と重なるので回数も減ることになります。それと今考えているのが夏休みのお盆の8月13日から15日あたりは、小学校ではほとんど子どもたちは学校に来ないし、中学校でもクラブ活動はほとんど実施されていません。子どもたちは休みですが、教師は出勤日ですから日直や管理職は必ず学校にいます。エアコンなど光熱費のことも考えると、その3日間は学校を閉めてしまって土曜授業で職員が出勤した分の振替を取得してもらおう形にしようかということも並行して考えています。

実施に向けて、保護者の意見も聞けていない状況ですが、PTA連絡協議会などからはご意見をお聞きする場を設けたいと考えています。授業時数の確保とゆとりある教育課程、別に授業だけでなく、色々な行事をその時にして頂いても良いですし、教育課程の編成については学校に権限があるので中身については任せたいと思っています。

中村委員

第1回総合教育会議で山下委員がおっしゃっていた東北被災地訪問については、平成31年度の数字が入っていませんが、どのような形になるのですか。

中藤教育長

山下委員からのご意見にもありましたので、目標値としては入れていません。今後については皆さんと相談して、実施するのか、別の事業に変えるのか決めていきたいと思っています。

他にありませんか。

無いようですので、これより採決に入りたいと思います。

議案第37号「泉佐野市教育振興基本計画について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

中藤教育長

ご異議がございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定し、この素案に基づいて今後、9月議会での報告やパブリックコメントなどの手続きを進め、10月末に総合教育会議で確認を頂いて最終11月定例教育委員会会議で正式に教育振興基本計画の決定を行う予定ですので、よろしくお願ひします。

次に、議案第39号「泉佐野市立小学校及び中学校の通学区域の見直しについて」を議題とします。説明をお願いします。

檜葉教育総務課長

9月1日、約1年半の間、計11回にわたる審議を終えまして教育問題審議会から、小中学校の通学区域の見直しについての答申が行われましたので、その内容につきまして、ご報告させていただきます。

資料は、A3版の「通学区域の再編について（教育問題審議会答申 概要版）」とあります資料をご覧ください。

まず、「1. 現状と課題」では、泉佐野市における市立小中学校の児童・生徒数の状況等を記載しています。

(1) は、市全体の児童・生徒数の推移です。泉佐野市の児童数は第2次ベビーブームの影響を受けて増加を続け、昭和54年に10,075人と最大の児童数となりましたが、以降、減少に転じ、平成10年に5,736人にまで減少しました。その後、関西国際空港の開港やまちづくりの進展などに伴う人口増などにより、平成19年には、6,598人にまで一旦回復しましたが、再び減少に転じており、現在は5,265人となっています。

中学校の生徒数も年数のずれはありますが、児童数と同じように推移し、現在は2,943人となっています。

児童生徒数につきましては、少子高齢化が進むなか、今後も減少傾向が続くものと予測されます。

続いて、(2) 学校別の児童・生徒数の推移です。

中央小学校の開設により、現在の13小学校が揃った昭和56年と現在の児童生徒数を比較し、増減を見ますと、小学校では、多くの小学校で40から60%の減少となっているなか、日根野小学校が20%の増加、中央小学校がほぼ増減なしとなっており、一方で、佐野台小学校で86%、第三小学校で80%と著しく減少しています。

中学校別の生徒数では、他の4校が、いずれも40%前後の減少となっているなか、日根野中学校がほぼ増減なしとなっています。

本市における通学区域は、昭和56年以降、大きな見直しは行っておらず、この間の少子化の進行と住宅開発などによる児童数の地域的な偏在が生じており、学校規模の違いが大きくなっています。

続いて、資料右上をご覧ください。

現在の児童生徒数及び学校規模の違いを学校別に棒グラフにしています。学校間の格差の大きいことがお分かりになると思います。小学校では、日根野小学校、第二小学校、中央小学校が、19学級を超える、いわゆる大規模校となります。逆に12学級未満の小規模校は大木小学校、第三小学校、佐野台小学校、上之郷小学校の4校で中でも、大木小学校、第三小学校、佐野台小学校の3校が全校児童数で100人を切る状況となっています。中学校では、佐野中学校が、唯一19学級を超える大規模校となり、逆に、12学級未満の小規模校は長南中学校のみとなります。

続いて、「2. 通学区を取り巻く課題」では、審議会において、現在の通学区における課題を5つの項目に整理しましたので、順にご説明いたします。

まず、一つ目は、「地域的な児童・生徒数の偏在により、学校規模の差が拡大し、学校間における教育条件や教育環境に不均衡が生じている。」です。本市においては、学校規模の違いが大きくなっています。大規模・小規模それぞれ良い点もありますが、課題が生じています。大規模校では、今後も児童数の増加が見込まれ、教室数や運動場の面積不足など教育環境の悪化を招く恐れがあり、一方、小規模校では、児童数の減少が進み、教育活動における弊害が懸念されます。学習集団が固定化しがちで、子ども同士の切磋琢磨が難しくなり向上する意欲が弱まってしまい、多様な見方や考え方が出にくいといったデメリットがあります。学校行事等の面からは、運動会・遠足・修学旅行等の集団活動や行事において教育効果が制限される場合があり、小規模の中学校ではクラブ活動の選択肢が少なくなるという状況もみられます。特に、1学年1学級を維持できず、複式学級となる場合の教育

上の課題は大きいと言えます。

続いて二つ目は、「空港開港に向けた都市基盤整備により、幅員が広く交通量の多い道路が建設されるなど、鉄道や交通量の多い幹線道路の横断などにより、登下校時の危険性が高まっている。」です。近年、通学区域の大きな変更の無い中、児童・生徒の登下校時の環境が大きく変化していると言えます。

三つ目は、「より近い学校があるにもかかわらず、遠方の学校に通学することによる、児童の登下校時の安全性の低下と身体的負担がある。」です。

四つ目は、「一つの小学校から複数の中学校への進学は、児童生徒にとって、中学校進学に伴う学習環境の変化に加え、心理的な負担を強いる恐れがある。」です。

最後の五つ目は、「現在の通学区では町を分断している。」です。

次に、「3.適正な通学区域について」です。審議会では、先ず、先程、述べました課題を踏まえ、通学区域の再編を検討する上での「(1). 通学区域に関する基本的な考え方」を5項目に整理しました。

先ず、一つ目が、「大規模校、小規模校の是正」です。このことは、通学区域の再編を検討する上での最優先課題としています。

二つ目は、「鉄道や交通量の多い幹線道路の横断などによる、登下校時の危険性の回避」です。可能な限り、鉄道や交通量の多い幹線道路の横断は避けることとしています。

三つ目は、「遠距離通学の是正」でございます。可能な限り、より近い学校に通学できるように校区編成を行うこととしています。

四つ目は、「一つの学校から複数の中学校に行くことをできるだけ避ける。」です。

五つ目は、「可能な限り、町単位での校区編成を行う。」です。

次に「(2). 再編時の留意事項」では、通学区域の再編を検討する上で、留意すべき点を挙げています。

一つ目の、「今回の再編にあたっては、学校の統廃合は行わないことを前提とする。」ですが、前回平成22年、23年にご審議頂いた審議会でも議論されましたが、学校は地域における教育コミュニティの核であり、大規模災害発生時の避難所としての防災機能を果たしています。また、本市におきましては、平成26年度末をもって、学校施設の耐震化が完了し、併せて空調設備の整備も行われ、全校で施設的な改善が進んでいますので、当面の間は、すべての学校施設を有効に活用していくこととなります。従いまして、今回の再編にあたっては、学校の統廃合を行わないことを前提としています。

二つ目は、「小規模特認校の指定は、大木小学校以外は行わない方が良いと考える。」としています。

本市では、大木小学校が、平成20年度より小規模特認校の指定を受け、一定の条件を満たせば、市内のどの校区からも転入学ができます。他の小規模校についても、小規模特認校の指定を検討いたしましたが、大木小学校の自然環境のように特別な状況がないため、内容的なもので特色を出す必要があり、学校施設や人材面などで、かなりの費用が必要になると考えられることから小規模特認校への指定は、行わない方が良いものとしております。

三つ目の「調整区域について」ですが、調整区域とは、保護者からの申請に基づき、通学区域に応じて指定された小学校又は中学校の変更が認められる区域のことです。審議会では、調整区域を設けることは、同じ町内でありながら、分かれて通学することになり、地域コミュニティ、子どもたちの繋がり、小・中学校の連携等の観点から望ましくないとしています。しかし、通学距離や歴史的な経緯や地域コミュニティとの関係から、どうしても、現在の通学区域へ通学させたいという保護者等の強い思いもあります。審議会では、調整区域の必要性の有無、具体的な内容については結論までには至りませんでした。この点に関しては、教育委員会議において、ご議論いただくこととなります。

それでは、続いて、「(3)各地域における通学区域の再編について」です。通学区域が変更となる区域の再編案を表にしています。順に説明させていただきます。

まず、第一小学校の通学区域では、羽倉崎及び松原町を末広小学校の通学区域としています。

続いて、第二小学校の通学区域では、高松西・高松南・中町の一部（空港連絡道路の和歌山側）を、末広小学校の通学区域に、栄町、若宮町及び大西を第一小学校の通学区域に、大宮町及び上町を第三小学校の通学区域に、それぞれ編入することとしています。

続いて、日新小学校の区域ですが、泉陽ヶ丘を中央小学校の通学区域に編入することとしています。また、泉陽ヶ丘に隣接する中庄の一部（JR熊取駅西地区）は、現在のところ児童がいない状況ですが、佐野台小学校の通学区域とします。

続いて、日根野小学校の通学区域では野々地蔵の一部（JR阪和線より浜側）を中央小学校の通学区域としています。

続いて、末広小学校の通学区域では、長滝のうち、府営第一住宅周辺について長南小学校の通学区域に編入することとしています。

続いて、中央小学校の区域では、中央小学校に通学している市場西の一部（国道26号線の浜側）を第二小学校の通学区域としております。

次に、中学校について、説明させていただきます。

基本的には、小学校の通学区域の変更に伴い、同じ小学校から同じ中学校への進学ができるように、変更していますので、詳細の説明は省略させていただきます。

次に、「(4) 通学区域の再編における経過措置等について」ですが、まず、「新通学区域の適用は、原則として、平成29年度入学の新一年生から実施する。」としており、在校生については、現籍校に引き続き就学できるべきとしています。次に、「兄弟が従前の指定校に在籍する弟妹の入学時や従前の指定校に在籍する児童の中学校進学時などは配慮が必要である。」としています。

答申書についての説明は以上です。

次に、A4版横の「通学区再編にかかる要望書一覧表」をご覧ください。

審議会での審議が進むにつれ、通学区域を変更する区域として検討されている地域の、町会等の組織から要望書が多数寄せられました。正式に提出された要望書は9件で、ほぼすべてが、通学区域の変更反対の内容ですが、そのうちの半数が、少なくとも、現在の指定校を選択できる調整区域にしてほしいなど、妥協点を示す形となっています。また、この他、事務局には、電話・メールあるいは直接来庁されたり、個人の方からも多数の意見・問合せが寄せられています。その大半は、変更案に反対するものですが、中には賛成の意見もあり、第三小学校の保護者の方からは、少人数のなか、子供の社会性が身につく心配である、現状を何とかしてほしいといった要望もありました。

説明は以上です。

中藤教育長

教育総務課長から審議会の答申案について説明がありましたが、審議会では計11回ということのでかなりの時間をかけて熱心に議論して頂きました。ただ先ほど課長からありましたようにたくさんの方の要望書が届いており、内容は主に校区見直しに反対で、特に調整区域については審議会では地域のコミュニティなどの面から考えて望ましくないということですが、せめて調整区域を認めて欲しいというような要望もありました。審議会の答申をもとに、私と教育委員会事務局のメンバーで色々検討を行った結果まとまりました事務局案について今から説明しますのでよろしくお願ひします。

まず調整区域は同じ町でありながら2つの学校に分かれることになり、地域のコミュニティがだんだん希薄になっている状況もあるなかで、更に増大させる懸念もありますが、これだけ要望を頂いている中で、審議会の答申どおりに決定すると当然理解してもらえないと思われまますので、地域の繋がりからするとリスクはありますが、今回校区が変更になるところは全て調整区域とし、指定校が今までの学校のどちらに通学してもらっても良い、各家庭の判断や町で相談してもらってもいい

し、その判断に委ねます。ただ安全面や教育効果を優先的に考えて審議会も議論して頂きましたので、将来的には審議会の案のようになってくれたらと思っています。調整区域を設ける期間については、中には永久に調整区域にして欲しいとの要望もありますが、30年40年経てばどのように変わっているのかわからない状況で、そのような約束まではできないように思いますが、少なくとも10年程度は調整区域のままでと考えています。

審議会の答申に加え、通学区域を変更としている区域については、まず空連道に関するところで、空連道の渡る距離が長く、現在まで大きな事故は起きていませんが、4月16日に長南小学校の児童が国道26号線で亡くなるという交通事故もあり、横断することは非常に危険ですので、基本的には空連道は渡らない方がよいということで、審議会の答申では松原や羽倉崎、高松南などは変更するようになっています。上之郷小学校区の母山・机場の一部地域については、審議会では空連道を渡らず日根野小学校に通学できるということで変更する案もありましたが、大規模校を解消していくようにとっているのに25年度の時点で19人増やすのは矛盾するという点と、この辺りの空連道は上りも下りも1車線で幅が狭いので危険も少ないということで変更しないことに答申案ではなっていますが、他の地域も全て町を分断しても空連道を渡らない方向で校区割を行っていますので、他の地域に対しても説明が付きませんので、上之郷小学校区の母山・机場の一部地域を日根野小学校区に変更し、逆に日根野小学校区の野口・西出の一部地域は上之郷小学校が、それほど空き教室が無く、増築場所も無い状況で、この地域は149人で上之郷小学校が近いので、ほとんどの方が変わると上之郷小学校がパンクしてしまうという理由で、答申案では日根野小学校区のままになっていますが、空連道を渡る安全面を考えると上之郷小学校区に変更したいと考えています。多くの児童が指定校の上之郷小学校に行った場合は増築等を考えなければなりません、空連道の関係ではその二つの地域です。

第三小学校は小規模解消のため周辺の大宮町と上町を第二小学校区から第三小学校区に変更するようになっていますが、佐野台小学校も規模的には第三小学校と同じ様な人数で、佐野台小学校は今後開発される可能性も高いという理由で審議会では校区はそのまままになっていますが、こちらやはり第三小学校との関係や安全面を考え、泉ヶ丘の子どもたちは阪和線を越えて長坂小学校に通学しており、泉ヶ丘でも1丁目や2丁目ですと佐野台小学校の方が近いので、町を分断することになりますが、泉ヶ丘の1丁目と2丁目を佐野台小学校区に変更したいと考えています。泉ヶ丘1丁目2丁目でも一部は長坂小学校の方が近いところもありますが、日根野の野々地蔵地区も安全面で阪和線を渡らない、中央小学校の方が近い子も多いということで校区を変更していますので、同じ様な条件で日根野の野々地蔵だけそうして泉ヶ丘はそのままとするのは、なかなか説明が付きませんので、また、第三小学校だけ見直しを行い、同じ小規模校でありながら佐野台小学校はそのままとするのは、ちょっと矛盾しますので、全市的な説明上もそうしたいと考えています。

大木小学校については、審議会では小規模特認校は大木小学校だけにして、他の学校には広げない方向でということで、それはそれで良いのですが、ただ大木小学校も特認校ですが今年度も児童数は42人で、非常に少ないので、こちらも大土の関係がありますので土丸地区を大木小学校に変更したいと考えています。ただ土丸地区から大木小学校まで歩いて通学するのは距離的にも、また歩道もないので危険で徒歩では通学できません。バス通学をせざるを得ないので、バスの運賃についてはすべて市で負担したい。そういう条件のもとで、土丸地区は大木小学校に変更したいと考えています。

以上の4つの地域が審議会の答申から追加として通学区域が変更となる区域としています。

最後に中学校については、長南中学校が非常に小規模で一小一中ということもありますが、これをどうにかしたいと考えています。現在小学校の方では弾力的運用と言って、隣の学校の方が近ければ通学できるという制度がありますので、中学校でもそれを使って、上之郷小学校と末広小学校の子どもたち、今は上之郷小学校は日根野中学校で、末広小学校は佐野中学校となっていますが長南中学校の方が近くて長南中学校に行きたいという希望の生徒がいれば行けるという形で、長南中学校だけ弾力的運用を小学校と同じように適用したいと考えています。

桧葉教育総務課長

図面で補足説明があります。網掛けが2種類あり、十字の網掛けになってる箇所が3箇所あります。羽倉崎駅の山手と、長滝駅近くのJRの車両基地の浜側と、野々地蔵の貝ノ池の付近の3箇所です。この地域は従来から調整区域になっており、今までの経緯もあり必要であろうということで、引き続き調整区域としています。

中藤教育長

空連道の関係で、府営長滝住宅周辺だけ空連道を越えて長南小学校になっていますが、その辺りは高架になっていて車は主に高架の方を通っているので、交通量が少ないという理由で、空連道を渡る事になっています。

栄町、若宮町、大西町の旧26号線より海側の児童は現在旧26号線を渡って第二小学校に通学していますが、校区が第一小学校に変わると今度は山手側の児童が旧26号線を渡らないといけなくなります。要望書の中にも安全の確保という観点では矛盾するのではという意見もあります。

審議会の答申でも空連道の関係で羽倉崎や松原を末広小学校に変更していますので、栄町、若宮町、大西町をそのままにすれば第一小学校は児童数が200人ぐらいの規模の学校になってしまうこともあり、安全面という点では旧26号線で町を分断するというなら説明もつきますが、なかなかご理解を頂くのは難しい面があります。上町と大宮町についても安全面という観点では無く、第三小学校の規模のことを考えての校区変更になっています。

以上が答申案をもとに検討した事務局案です。

ご意見ご質問があればお願いします。

北浦委員

町会としてはこの線引きよりもここで区切るべきとか、色々なことをおっしゃられると思われまます。私たちも町会の中でどういう繋がりがあるかというようなことまでわかりません。ですので、教育長からの説明にもありましたように弾力的にどちらも選べるように調整区域という形で、やはりそういうやり方しかないのではと思います。

畑谷委員

調整区域とする期間を何年というのはなかなか決められないと思いますが、いずれはこの通学区域のようにしていきたいと考えているのであれば何年までという期間を区切ることも必要かと思ひます。

中藤教育長

10年とか15年とか決めるのは、なかなか難しいのでね。将来的には距離的なことや安全面で審議会の答申で示されている方向に進んでくれるのではと、希望的観測もありますがそう思っています。そのあたりは状況を見ながらということになり、一定区切りを入れるということも必要とも思ひますが、10年くらいは調整区域のままに思ひます。要望の中には永久に調整区域して欲しいという声もあります。

山下委員

将来子どもの人口は間違いなく減ってきますので、だから5年か10年か20年かわかりませんが、おそらく20年も経たないうちに必ず偏りが出てくると思ひます。そのぐらいでまた校区の見直しを行わないといけなくなると思ひますし、その時は学校の統廃合も間違いなく必要となってくるように思ひます。その時ぐらひまでは調整区域としておいて、その時にまた考えれば良いと思ひます

赤坂委員

前回の校区見直しの際に調整区域が設けられて、その後ずっと継続して、また今回も調整区域として継続するところがあるようですが、その時には期間限定とかそういう話は無かったですかね。結局は未来永劫になる可能性が高いですね。

兄弟がいて同じ学校に行かせたいといった場合は、最長でどれくらいの期間が必要なのでしょうか。

中藤教育長

兄弟の数にもよりますし、上の子と下の子でどれくらい歳が離れているかにもよりますので、どうでしょうか。

赤坂委員

15年くらいはかかるということを知ったことがあるのですが、そういった兄弟関係なども考えて、最長15年とか、やはり一応期間を限定し、そこでまた審議をし直すという形をとっても良いのではないかと思います。

校区再編の主たる目的は大規模校・小規模校の解消で、それを優先課題とするなら、少しでも早くその目的に近づくようにしていくべきで、ある程度の期間を限定した方が良いと思います。

それと参考に大木地区と土丸地区の歴史的なことがわかれば教えて欲しいと思います。

中藤教育長

私は土丸ですので、知っている範囲のことを申し上げますと、私は小学1年生の時だけ水呑にあった大土小学校にいきました。土丸地区の児童は全員大土小学校で、確か大木地区の児童は5年と6年だけ大土小学校に来ていたと思います。その後どんなトラブルがあったのかわかりませんが、土丸地区の児童は日根野小学校に行くことになりました。その辺りの経緯はわかりません。

南委員

大木は山を越えて通学するよりも自分たちのところで学校を作りたいということで、大木小学校に通うようになったと聞いています。

赤坂委員

そういうねじれが過去にあったら、土丸地区の方は大木小学校に行かないのではと思い、お聞きしたかったです。

中藤教育長

そういうものがあるかもしれませんが、わざわざ山手の方にバス通学で通って頂くことには、反対というご意見もあるでしょうが、調整区域とすればどちらでも構いませんので。小規模校の解消という観点では佐野台小学校と同じで何も対策を講じないのはいかがでしょうかと思いますし、大土地区という色々な繋がりもあるので、昔の歴史的なことは別にして事務局案としては考えています。

それともう一点説明が漏れていましたが、通学区域が変更となる地域は全て調整区域にという事務局案を了承して頂いたら、経過措置も必要ありません。29年度から新しい通学区域となり調整区域の子どもはどちらの学校へも通学することが可能となるのですが、来年度入学する子どもについて、例えば野々地蔵地区の子どもで中央小学校に行きたいと思っているご家庭がある場合、29年度からとなると1年後の2年生からでなければ通学できなくなりますので、この場合のように新一年生に限り28年度から許可したいと思っています。ただ、兄弟まで許可すると複雑になるし、在校生まで調査もできません。29年度に向けては、28年の2学期早々に調整区域の子ども全部にどちらの学校

に行くかの調査をして、次年度の学級編成を考えないといけません。クラスによって35人だったら1クラスだけど36人だったら2クラスだから教師の数も変わってきます。ですので、28年度に入学する子だけの措置にしたいと考えています。

赤坂委員は、調整区域は15年くらいでということをおっしゃられましたが、なかなか15年できるのは難しい、当面の間は変えないという形でも思っています。10年経てば答申案どおりの指定校に行ってくれるか、ほとんど変わってくれないのかその辺の状況もありますので、そのあたりも見ながら当面はすぐに調整区域を無くすみたいなのはしない方向でできたら良いと思っています。

赤坂委員

仮に調整区域を設けて審議会や我々の思惑とは真逆になった場合、例えば第三小学校に指定校が変更になった地域で、今までの第二小学校に行く児童がほとんどだった場合は、いつまでたっても小規模校のままとなります。第三小学校は調整区域の子どもたちが来てもなかなか小規模校からは抜け出せないくらいの規模ですので、これ以上他の地域から第三小学校にというのは難しい、精一杯の数字がこの数字でしょう。小規模校・大規模校の解消という優先課題で、第三小学校が小規模校からいつまでたっても抜け出せないというのは問題があると思います。調整区域としない方が全員来てくれることになり、小規模校の解消につながると思います。

中藤教育長

9月議会の決算特別委員会でも、そのあたりの質問が出ていました。赤坂委員がおっしゃるように25年度の数字で上町が108人で、大宮町が33人、両方で140人ほどで、全員が第三小学校に行ってくれたら児童数が240人くらいになりますが、調整区域にすればおそらくそれだけでも行ってくれないでしょうし、ほとんど行かないということもあり得ます。それでは小規模校の解消にならないというのもっともなご意見だと思います。逆に、もし全員が行くことになり児童数が240人になったら、今第三小学校は児童数が88人で全学年1学級ですので、全学年2学級になれば教室が足りなくなり、それは矛盾するのではないかと。小規模校を解消しようとしているのだから、少なくとも最低12学級以上にしないと、クラス替えもできないので、それでは意味が無いのではという指摘もあります。

ここだけでも調整区域としないようにしたらというご意見もわかるのですが、それでは收拾がつかないと思います。

赤坂委員

ここだけとは言いませんし、他の地域も検討をしても良いのではと思っています。

南委員

審議会の答申や事務局案は安全面などを考えて頂き、すごく良い理想的な案を作ってくれていると思います。仮に調整区域としても、私は決まったところに行こうと思う性格ですので、同じようにそう思う方がどれくらいいるのか、もしかしたらほとんどの方がこの案どおりの指定校にしてくれるかもしれませんし、やってみないとわからないと思います。

中藤教育長

私も将来的にはそうなっていってもらえるのかなと思いますが、それでもすぐは難しいのではと。ただ、第三小学校に関わる地域だけとかここだけは調整区域として認めないで、他の地域は認めるというのも難しいし、説明がつかないと思います。教育委員会に権限があるので、反対されても押し切ることもできますが、それでは收拾がつかないと思います。

中村委員

市外から転居されてきた方など、泉佐野市内のそれぞれの小学校の歴史や特色などを全く知らないご家庭も多いと思います。絶対に第二小学校じゃないとダメだと思っている方の中には、第三小学校でタブレットの授業が始まった事や学校に果樹園がいっぱいあって学校水泳の後に梅ジュースをもらえることなど、サービスじゃないけれども、そういう学校が個々で頑張っていること、たぶん学校どうしで交流が無いので知らないと思います。高校や大学などのようにオープンスクールみたいな感じで、保護者も子どもと一緒に見学できたら、今までの意見が変わるご家庭がでるかもしれません。

中藤教育長

そうですね。もちろんそういうこともしていかなければと思っています。

また、将来的に第三小学校と佐野台小学校の児童数が増えない場合、先ほどの説明で審議会では小規模特認校は大木小学校だけで他は広げない方が良くということでしたが、場合によっては特認校にして市内のどこからでも通学できるようにするとか、逆に児童が増え、教室が足りなくなった場合は増築するとか、これからの状況を見て必要な措置はしていかなければと思っています。

赤坂委員

地域のコミュニティについて、町会連合会、市こ連、青少年指導員、交通指導員、民生委員、保護司、福祉委員会などがあると思いますが、校区が変更になれば当然その方たちのブロックも変わることになります。青少年指動員は確か中学校区だったと思いますが、その他はだいたい小学校区でブロック化されていると思います。

校区が変わった場合、町の活動は校区ですので、交通指導員、福祉委員会などの地域の活動組織は校区を変えないといけない。全員が変更となる指定校に行ってくれば問題はおこりませんが、地域の子どもたちが通っていない校区に地域の活動があり、通っている学校には子どものための地域の活動がないという現象、そういったねじれ現象が起こると思います。市役所の各課の縦割りのなごころを平たくしてもらって、そのあたりの問題を解決してもらわないといけないと思います。審議会の答申にも地域のコミュニティを大事にするということも記載されていますし、そのあたりをもっと大事にしながら調整区域を考えていかなければいけないと思います。調整区域であるがために、子ども会やPTAの役員をどちらの学校でも選出しなくてはならなくなったりするなど、そういう問題も出てくると思います。

地域の活動は校区で、学校主導型で行うものですので、調整区域としておいて、あとは皆さんで適当にしてくださいということでは済まないと思います。

中藤教育長

そのあたりもわかっているのですが、調整区域にしないと収まりがつかないと思います。

以前、赤坂委員の住む貝田町が26号線ができたことにより町が分断されたことをお話しされましたね。

赤坂委員

だいぶ昔ですよ。校区が先に指定され、26号線より海手は北中小学校で、山手は長坂小学校となりました。当時、海手は未だ住宅の開発が少なかったので、対象となる子どもがいない状態でそういう指定になりました。

中藤教育長

教育委員会の判断で、貝田町を分断したわけで、今回進めているようなことになったわけですね。

赤坂委員

そうですね。しかし校区が変更となる子どもがいなかったなので、その辺りはスムーズに事が運びましたし、昔だからできた話で、今回は難しいと思います。

山下委員

この後のスケジュールはどうなっているのですか。

中藤教育長

今日の会議で事務局案を確定して頂き、9月議会で説明して、パブリックコメントと並行して地元説明会を行い、1月の定例教育委員会議で新通学区域の最終決定を行いたいと考えています。

赤坂委員

私はもう少し校区の変更について強制力を持ちたいと思っています。

中藤教育長

全て調整区域とせずということですか、例えばどこですか。

赤坂委員

それをもう少し時間をかけて審議したいと思いますが、時間が無いのですね。

中藤教育長

スケジュール的に、9月議会の議員協議会で説明し、その後の手続きを進めて行かないと29年度実施に間に合わなくなってきます。

赤坂委員

町会は、コミュニティを大事にしたいという要望書を出しているのに、反対に調整区域をせめて設けてくださいということは町を分断しても構わないとそういう風に私には聞こえるのですが。

中藤教育長

要望書を出されているところは、校区見直しには反対の立場です。反対だけど、どうしてもするのなら、せめて調整区域にして欲しいということです。

中藤教育長

後のスケジュールで、議会説明やパブリックコメントもありますが、10月から11月の間で通学区域の見直しについての説明会を小学校区ごとに実施しなければなりません。説明会では色々な意見が出るでしょうし、十分な説明も求められることになると思います。赤坂委員がおっしゃられることももっともだと思いますが、一部の地域だけ調整区域としないとなるとそれに対して説明がつくようにしないといけません。調整区域にも問題がたくさんあり、リスクもありますが、安全面や教育効果を中心に考えた結果で、教育委員会とすればこれしかない、これで協力して欲しい、その代わりどちらの学校でも選択してもらえるとということで、了解してもらわないと収拾がつかないように思います。これまでの経過で、統廃合の検討というところから、第三小学校と佐野台小学校は廃校にしないという結論が出て、市内全体の校区の見直しを行うという前提で、費用をかけて学校の耐震補強や体育館の建替えを行いましたので、今更、校区見直しを全て無しにということもできません。

中下地域連携担当理事

もう少し議論して頂きたいところは、教育問題審議会から答申が出て、それをもとに事務局で検討した案をお示ししていますが、教育長からの説明にもありました通学区域が変更となる地域を追加して調整区域としていることについてです。審議会ではたくさんの方が傍聴に来てくれて、審議の経過もご存知です。新たに追加された地域については、審議会でも議論されたところもありますが、議論がほとんどされていない地域も含まれています。

それと少し気になった点で、泉ヶ丘1丁目2丁目の子どもは、佐野台小学校に校区が変わり、中学校は新池中学校が指定校になります。そうすると通学路で熊取町域を通ることになりますが、それについて何ら問題が無いのかということです。現在、阪和線より山手は第三中学校に自転車で通学しています。距離的に中学校は新池中学校の方が遠くなりますので、自転車通学を認めざるをえないと思います。

中藤教育長

通学路とすることに問題がないのか、熊取と協議する必要があるのかなど、その点については確認をお願いします。

議案第39号について、委員の皆さんからご意見やご質問を頂いていますが、まだかなり時間を要すると思われますので、一旦保留としてこの後の議案審議を先に行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

中藤教育長

それでは、議案第40号「泉佐野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。教育総務課から説明をお願いします。

茶谷教育総務課教職員担当参事

本市の小中学校に勤務する府費負担の教職員の早出・遅出勤務に係る手続きについて、小中学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正をお願いします。

これは、府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正に伴い、9月1日施行する旨、8月28日に大阪府教育委員会事務局より通知があり、本市でも同様の規則改正が必要になったためです。

新旧対照表をご覧ください。

「育児又は介護を行う職員についての特例」第4条の2の2で改正前は「小学校の第1学年から第3学年までの子のある職員」とあるところ、改正後は「小学校に就学している子のある職員」となります。いわゆる学童保育等保育施設への送迎等に係り、必要に応じて勤務時間の早出遅出を認める対象を小学校6年まで広げるということです。

教職員の育児と仕事の両立支援を図ることを目的として、国が本年4月1日に改正を行っているものです。

本日の教育委員会議において、ご承認いただき施行となりますが、府教委からの通知のとおり、遡って9月1日付の施行とさせて頂きたいと思っております。

中藤教育長

只今、教育総務課教職員担当参事から説明がありましたが、委員の皆さんでご意見、ご質問等がご

ございましたらお願いします。

無いようですので、これより採決に入りたいと思います。

議案第40号「泉佐野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

中藤教育長

ご異議がございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案第41号「泉佐野市道徳教育振興条例制定について」を議題とします。説明をお願いします。

中下地域連携担当理事

内容の説明に入る前に経緯から先に説明させていただきます。

今年の3月議会で学校で実施している道徳の現状はどうか、もっと充実させた方が良いのではというご質問を二人の議員から頂きました。ご質問に対してはこれから調査研究を続けていきますとの答弁を行いました。また、3月27日に文部科学省から道徳に関する改訂の学習指導要領が告示され、平成30年度から小学校で、平成31年度から中学校で道徳を教科化するという内容でした。

泉佐野市道徳教育振興条例の制定については、この9月議会で上程中です。本来であれば教育委員会で先に上程を行うことについてご承認を頂いて手続きを進めるべきところではありますが、時間の都合上、同時並行とさせていただきます。

次に内容の説明に入らせて頂きます。皆さんもご存じのとおり、本来、道徳とは学校で教わっただけで身につくものではございません。家庭や地域社会において、大人たちとの触れ合いの中で、自然と身に付けていくものであります。少子高齢化社会や人間関係が希薄化している中、道徳性が涵養されにくい状況になってきているというのも事実であります。教育基本法の理念に基づき、すべての市民が、泉佐野市の子どもたちの道徳性の涵養に責任を持ち、行動を起こすことができるよう定めるということで振興条例の制定を行うものです。

具体的な内容になりますが、教育委員の皆様方にも関連する項目がありますのでよろしく申し上げます。

第1条の目的としまして、地域の連携や協力等によって、道徳教育の振興に資するものです。

第2条、定義といたしまして、「道徳教育」と「学校」に分けて、それぞれ規定しています。

第3条、基本理念といたしまして、泉佐野市民憲章の精神を活かし、将来の泉佐野市の担い手である子どもの道徳性の涵養を目標として行うことを理念としています。

第4条、学校の役割としまして、道徳教育の拠点であり、今後、特別の教科となる道徳の学習指導要領に基づいた指導を行う教諭の資質の向上や研修を含み、振興に努めていくことを規定しています。

第5条、家庭の役割としまして、家庭は全ての教育活動の原点であり、生活のために必要な習慣を身につける場であるということと、学校及び地域が行う道徳教育に協力することを規定しています。

第6条、地域の役割としまして、事業主などを含む全ての市民が、子どもたちの道徳性の涵養に影響を与えることを理解し、果たすべき役割を規定しています。

第7条、市の責務といたしまして、1号では総合的な調整業務、2号では必要な学習の機会と情報の提供、3号では継続した調査研究、4号では環境の整備、5号では広報や啓発活動の実施を規定しています。

第8条、新たに設置いたします泉佐野市道徳教育振興会議について、道徳会議が市に対して提言を行うことと、委員数、構成メンバー等を規定しています。この構成メンバーの1号に教育委員ということで皆様方、教育長を含めた7人に入って頂きたいと考えています。

第9条では、条例施行に関し、教育委員会に委任する旨を規定しています。市長が議会に上程していますが、中身的には教育委員会の条例ということをご認識頂ければと思います。

最後に附則といたしまして、第1項には、この条例は、平成27年10月1日から施行するということと、第2項で、泉佐野市附属機関条例の一部改正を行い、泉佐野市道徳教育振興会議を加えるものです。

中藤教育長

只今、地域連携担当理事から説明がありましたが、委員の皆さんでご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

中村委員

この道徳教育振興会議は定期的に行われるようになるということですか。

中下地域連携担当理事

会議の委員は10人以内となっていますので、7人の教育委員とあと3人の方を委員にということになりますが、具体的にはまだ決まっていません。まず集まって頂いて市長から委嘱を受けて頂き、これから具体的に何をしていくのかを振興会議の委員の皆様にご議論頂きたいと思っています。例えば、リーフレットを作るとか講演会を開催するとか、そういったところをご議論頂きたいと思っています。最低でも年1回の開催と思っています。

また、学校の教科になるのは平成30年度以降で、まだ3年程ありますのでそれまでに何をしなければいけないか、今の学校の先生方は道徳に関して教えるための勉強を大学で15時間くらいしか受けていません。これが教科となれば教員免許を取得する要件も変わってくると思うのですが、今の学校の先生方はそういった単位を取得していませんので、教えていくためにはどのような勉強をしてもらえばよいのかについて我々が調査研究をして、委員の皆さんでご議論頂いてこんな研修をやってくださいというようなことを決めていく会議かなと思っています。まだ漠然としたイメージで申し訳ありませんがそのような感じです。

中藤教育長

理事から説明がありましたように、もちろん学校が中心ですけど、学校だけでなく、家庭や地域でも協力してもらってという条例です。

他にありませんか。

無いようですので、これより採決に入りたいと思います。

議案第41号「泉佐野市道徳教育振興条例制定について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

中藤教育長

ご異議がございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定しました。

その他で、何かございますか。

鈴木教育総務課文化財担当参事

今年から大木地区で、7月にコスモスの種を蒔いて明日9月12日土曜日から27日日曜日までの約2週間、コスモス園を開園します。場所は犬鳴山へ向かう府道泉佐野打田線沿いで、関西聖地霊園の入り口を少し越えた、ゆるやかな坂を上ったあたりの右手の方で1500㎡ぐらいの大きさです。あまり広い場所ではありませんが、ようやく開花し始めており、ホームページではコスモスの開花状況を掲載しています。入園は無料で、コスモスを1本20円、お一人様5本まで販売しています。

中藤教育長

他にありませんか。

それでは、平成27年度の全国学力学習状況調査結果について私から先に説明させて頂き、その後明渡学校教育課長から説明をお願いします。

今年度の全国学力学習状況調査結果が8月末に届きまして新聞報道等でも見て頂いていると思いますが、本市の結果の概要を申し上げます。数字は泉佐野市と大阪府の平均正答率、そしてその差を示しています。今年は理科も悉皆調査になって初めて小・中学校とも対象となっており、教科は国語Aと国語B、算数Aと算数B、理科で、この5つの合計を5で割ったのが平均点となっています。

小学校では、今年度は泉佐野市と大阪府の差がマイナス2.5となっており、参考として平成22年度からこの数字を記載していますが、平成25年度は、わずかですが大阪府の平均を超えたのですが、昨年度はマイナス0.8で、今年度はマイナス2.5ということになっています。耐震化やエアコンなど教育環境の整備を整えており、各学校も色々と指導もしていると思いますが、残念ながらかなり下がっています。全国平均、全国との差は記載していませんが、大阪府の平均は全国平均と1ポイント程度低いので、国との比較ではマイナス3.5ぐらいになっています。

中学校では、大阪府との平均の差がマイナス4.1となっています。こちらも平成22年度からの大阪府との差を記載していますが、平成25年度がマイナス1.9、昨年度がマイナス2.0、今年度はマイナス4.1で2ポイントほど下がっています。大阪府と全国との差については、理由はよく解りませんが、今年度は大阪府全体は良かったので、全国との差も1ポイントぐらいしか無かったので、全国との差が開いたということではありません。

今後の分析と公表について明渡学校教育課長から説明をお願いします。

明渡学校教育課長

全国学力学習状況調査の結果の今後の分析と公表についてご説明させていただきます。

「平成27年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」では、「調査結果の公表を行う教育委員会、または、学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。」「なお、平均正答数や平均正答率などの数値についての一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表などは行わないこと。」とされていますので、昨年同様、実施要領に即して公表をさせていただきます。

分析についてですが、9月下旬までに市教委事務局で市全体の結果についての分析を、並行しながらになりますが、10月下旬までに各学校で調査結果の分析を行います。

分析結果につきましては、11月の教育委員会議でご審議をいただきまして、その後泉佐野市のホームページで公表をさせて頂きたいと考えています。よろしくをお願いします。

中藤教育長

結果の分析や公表については、日程的にも中身的にも昨年と同じ形で、最終的に分析結果も含めて学校別の平均正答率を公表していくという形になります。

この件について、何かご質問ご意見はありませんか。
無いようですので、他に何かありませんか。

それでは、議案第39号「泉佐野市立小学校及び中学校の通学区域の見直しについて」に戻りますが、事務局も関係者だけで、他の方は退席頂いて結構です。

5分程度休憩して頂いた後、再開させていただきますのでよろしくをお願いします。

(暫時休憩)

中藤教育長

それでは再開します。

調整区域について、校区を変更する地域でも調整区域を認めるところと認めないところをつくるかという点について、もう少しご議論をお願いします。

赤坂委員

審議会の議事録を拝見させて頂くと、調整区域については設けた方が良いとか、設けない方が良いとか、色々な議論がありながら11回をむかえて、最後に審議会の方では結論は出かねるので、教育委員会の方で調整区域については検討して下さいという形で答申が終わっていると思うのですが、それで間違いないですよ。

そしたら、教育委員会でこれを練らないといけない。審議会の中で調整区域がここやあそこやと意見がでて、最終的に答申の中には盛り込まれなかったもので、この答申案で調整区域は無い地図になっているわけでしょう。それを教育委員会の案はこちらの地図で調整区域を設けますということですので、これについて、今日明日で決めてしまっているのかと、疑問が残ります。

中藤教育長

それはごもつともな意見です。ただ、申し訳ありませんが、今後、説明会等のスケジュールがありますので、ただ、一週間ほど考えて頂いて、もう一回集まってから結論をとというのは可能だと思います。

中村委員

指定校と違う小学校にいても、その学校の通学路を見守ってくれたり、集団下校のグループなども考えてくれるとうい前提ですよ

赤坂委員

交通指導員や見守り隊を二つに分けて配置してくれるのか。町会が調整区域だから指定校と違う学校に行かしたいという意思をもって、そちらのほうの学校にコミュニティの活動を重点的に配置した場合、教育委員会が決めた指定校に素直に従って通学した児童の方に地域の恩恵というか、地域がするべきことがなされなくなり、その児童にはデメリットばかりで、メリットが無いということも考えられます。

調整区域の良いところもちろんありますが、そのあたりは悪いところで、デメリットとメリッ

トをもう少し時間を頂いて色々と考えてみないといけないのではと思っています。

先ほど事務局から話のあった審議会で十分論議されていない地域については、要するに、審議会で行われた論議を越えた、新しい案となっています。時間がすべてじゃないですけど、そのことについて教育委員会が練っている時間が短いように思います。

中藤教育長

審議会ですごい時間をかけて一生懸命考えてくれたことですので、審議会どおりにするのが一番良い、調整区域なんか無く、きちんと決めていく方が良いと思いますが、それではおそらく納得してもらえない。一旦調整区域として、徐々に理想の方向にいくようにしてもらえないかなと思っています。

畑谷委員

私の住んでいるところも校区見直しで調整区域に入っていますので、色々な方からたくさん声を聞きます。反対しているのは私くらい世代より年配の人が多く感じ、若い方は近い方が良いとか、前からこちらの学校に行きたかったという人もいます。

調整区域はあった方が良いと思いますが、町を分断するというのが一番難しいことですね。子ども会はどうするのか、レクリエーション行事などは違う学校に行けば参加できないのかという声も聞きます。すごく難しいことですが、みんなが100%納得する方法は無いように思います。

北浦委員

審議会は何を一番に考えてくれたか、それはもちろん子どものことを一番に考え、審議会で何度も集まり真剣に考えて頂いた結果であり、安全面などをよく考えてくれているものだと思います。ただそれで収まるのか、おそらく収まらないと思われるので、調整区域を一定の期間設けるといことで、それしかないように思います。

南委員

調整区域はある方が良いと思います。調整区域とするのであれば全部に、一部だけ外すのはどうかと思います。その期間も一定決めておくほうが逆に良いと思います。それに合わせて保護者の方は考えていくと思いますし、それでどうしてもということがあれば対応していけば良いと思います。

町を分断してどうなるのか、それはその時の状況で臨機応変に対応すれば何とか収まるのではないかともあります。

山下委員

私はもともと第三小学校や佐野台小学校は統廃合の方が望ましいという考えでしたので、ただ、もう今はこのような形で進んでしまっているので、ある程度妥協点を図っていかないといけない状況になっていると思います。調整区域を設けながら、第三小学校や佐野台小学校の児童数が増えなければそれが民意だと捉えるのべきだと思います。調整区域の期間は定めず、民意を待つというのが妥協点かなと思っています。

中下地域連携担当理事

審議会の委員も当初は調整区域を無くすという方向になっていたが、その後地元からたくさん要望書が出てきて、地元の実情がわからない、どうすべきかということになりました。調整区域について、例えば校区が変更となる野々地蔵地区を調整区域とした場合、どれだけの児童が指定校の中央小

学校に行くのか、今までの日根野小学校に行くのか、わからない。実証実験ではないですが、一旦調整区域とすることにより科学的な数値、データを収集できるという意味で調整区域とすることは意義があるという意見も頂いています。ただ、いつまで調整区域とするか期限を設けることは必要で、あまり長い期間は望ましくないのではという意見が多いように感じました。

赤坂委員

審議会の答申がこの事務局案と同じなら別に構わないが、調整区域は教育委員会で決めてくださいということなので、やはりもう少し論議が必要なのではと思います。

中藤教育長

赤坂委員がおっしゃられたように審議会がそれだけかけて決めたこと、そのとおりでなく大幅に変更しているところがあるので、もう一度改めて教育委員会議を開催させていただき、もう少しご議論頂いた上で、通学区域の再編についての教育委員会の案を最終決定したいと思いますよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

それでは、議案第39号「泉佐野市立小学校及び中学校の通学区域の見直しについて」は、継続審議とさせていただきます。

後ほど日程調整をさせていただきます、近日中に臨時教育委員会議を開催させていただきますので、よろしくお願い致します。

それではこれをもって本日の会議は終了いたします。ありがとうございました。

(午後3時54分閉会)

上記のとおり、本市教育委員会の会議の顛末に相違ないことを記すため、ここに署名する。

平成27年10月2日

教育長

委員